

「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の素案の公表と市民意見の募集について

札幌市では、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしくのびのびと育つことができるように、子どもにとって大切な権利をはじめ、参加・意見表明の機会の保障や権利侵害からの救済の仕組みなどについて、札幌の現状に基づき具体的に定めることを内容とする「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定に向けての検討を進めています。

このたび、去る5月30日に「子どもの権利条例制定検討委員会」から提出された最終答申書を基に、同条例素案をまとめました。

7月3日から、この素案を公表し、これに対する市民意見を募集します。条例作りを身近に感じてもらうため、意見募集資料は、一般用のほかにイラストを多く用いた子ども向けのものも作製しています。

また、同募集期間に、市内各区でパネル展や、人形劇を交えた「子どもの権利子どもフォーラム」を開催するなど、子どもの権利についての関心を高めるための取り組みを併せて行います。

1 子どもの権利条例素案の概要について

(1) これまでの検討経過

- ・平成17年4月 「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」発足(委員25人)
- ・平成17年7月~10月 懇談会、出向き調査などで札幌の子どもたちの現状を把握
- ・平成17年12月 条例制定に向けての9つの課題等を盛り込んだ「中間答申書」を市に提出。
市民意見募集(計690件の市民意見あり。)
- ・平成18年2月 「札幌市子どもの権利条例子ども委員会」発足(小学生~高校生32人)
- ・平成18年4月 子ども委員会から検討委員会に、「子どもにとって大切な権利」を提案
- ・平成18年5月 「最終答申書」を市に提出(検討委員会の会議等の総数は計115回に及ぶ。)
- ・平成18年7月 「条例素案」の市民公表、パブリックコメント実施

(2) 条例制定の意義

子どもの権利の理解促進 子どもにやさしいまちづくり
自立した社会性を身につけた大人への成長 権利侵害からの救済

* これら意義についての詳細は、一般用意見募集資料のp.2に記載しております。

(3) 条例素案の特徴

子どもにとって大切な権利

第3章では、「子ども委員会」の子どもたちが提案した「子どもにとって大切な権利」を基に、22の権利を明記しています。「夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること」「札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと」「地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること」など、札幌市独特の項目も含まれます。

子どもの参加・意見表明の機会の保障

子どもの健やかな成長・発達を支え、また、子どもが大人とともに社会を構成するパートナーとして札幌のまちづくりを担う上で、参加・意見表明の機会の保障は大切です。このことから、「市政・学校・施設・地域」「市の施設の設置や運営」「市が開催する審議会等」への参加機会の保障のほか、子どもが自らの意見を形成し、参加しやすい環境をつくるための「子どもの視点に立った情報発信等」を盛り込んでいます。

子どもの権利侵害からの救済

子どもの権利侵害について、迅速で効果的な救済を図るために、必要な救済制度を速やかに設けることを規定しています。具体的な制度設計については、札幌市の実情に合った効果的な制度とするため、今後さらに調査を行い、別途検討していきます。

2 市民意見の募集について

(1) 意見募集期間

平成 18 年 7 月 3 日 (月) ~ 8 月 1 日 (火) (30 日間)

(2) 意見提出方法

- ・持参：札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階
子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
(受付時間：平日の午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時 15 分)
- ・郵送：資料同封の用紙を折り、のり付けして投函 (切手不要)
- ・ファクス：2 1 1 - 2 9 4 3
- ・電子メール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp
- ・ホームページ：「子どもの権利ウェブ」(<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>) 上の意見募集フォームから送信

(3) 資料配布場所

- ・札幌市子ども未来局子どもの権利推進課
- ・市役所本庁舎 (1 階ロビー、2 階市政刊行物コーナー)
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター、各区民センター、中央図書館、地区図書館、児童会館 ほか
- ・ホームページ「子どもの権利ウェブ」

(4) 子どもからの意見募集

各小学校には子ども向け資料を、各中学校には子ども向け資料と一般向け資料を、それぞれ全児童・生徒に配布します (市立各学校では、子どもの意見を取りまとめます)。区役所、区民センター、児童会館など公共施設でも、子ども向け資料を配布します。

3 意見募集期間の主な啓発活動

・ パネル展の実施 (全区民センター・本庁舎)

白石区・西区 (7/4 ~ 7/6)、東区 (7/8 ~ 7/10)、手稲区・清田区 (7/12 ~ 7/14)、

北区・豊平区 (7/16 ~ 7/18)、中央区・南区 (7/20 ~ 7/23)、厚別区・本庁舎 (7/25 ~ 7/27)

* 設営、撤去の関係から、各開催日の前後の日においてもパネルを掲示している場合があります。

・ 「子どもの権利子どもフォーラム」での周知 (児童会館 10 カ所)

清田区・美しが丘児童会館 (7/3)、中央区・幌西児童会館 (7/4)、手稲区・星置児童会館 (7/5)、

南区・常盤児童会館 (7/6)、北区・篠路西児童会館 (7/13)、豊平区・中の島児童会館 (7/14)、

厚別区・厚別北小ミニ児童会館 (7/15)、西区・宮の沢児童会館 (7/18)、東区・元町南児童会館 (7/19)、

白石区・川北児童会館 (7/20)

* 詳細については、別添チラシを参照

4 今後の予定

今回の意見募集の概要については、それらに対する市の考え方と併せて、9 月ごろにホームページなどで公表します。

また、今後は、寄せられた意見等を基に、平成 18 年度中の制定を目指してさらに検討を進めます。

問い合わせ先

子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

電話 2 1 1 - 2 9 4 2